

(平成21年7月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から52年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月から52年9月まで

私は、町内会の方の勧めで夫と共に国民年金に加入し、国民年金保険料についても自分でしっかり納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、国民年金加入期間のうち、申立期間を除くすべての国民年金保険料を納付しており、申立人の納付意識が高かったことがうかがえる。また、社会保険事務所の国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の主張どおり昭和47年8月に申立人の夫と連番で払い出されていることが確認できる。

さらに、申立人は、「申立期間当時は経営していた飲食店は順調であり、申立期間前に居宅を新築した際の金融機関からの借入金については、余裕資金で繰上げ返済した。」と述べているが、その状況は、申立人夫婦が当時居住していた住宅の不動産登記簿謄本から確認できる上、申立人の夫は、申立期間当時は会社員であったことから、申立人世帯は経済的に安定していたと思われ、申立期間に係る保険料のみ納付しなかったとすることは不自然であり、ほかに保険料を納付する上で支障となる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から45年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から45年9月まで

私が会社を退職した際に、妻が私と妻の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料についても妻が夫婦二人分を金融機関で納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が申立人夫婦の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとしており、社会保険事務所の国民年金受付処理簿によると、申立人が主張するとおり、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、申立人が会社を退職（昭和40年10月）した後の昭和40年12月ごろに夫婦連番で払い出されていることが確認できる。また、申立人の納付状況をみると、国民年金加入期間のうち、申立期間を除くすべての保険料が納付されている上、保険料を納付していたとする申立人の妻も、申立期間を含め国民年金に加入した昭和40年度以降39年間近くの保険料を完納しており、申立人の妻の納付意識が高かったことがうかがえる。

さらに、社会保険庁の記録では、申立期間を含む昭和44年6月から46年1月までの期間が未加入とされていたが、申立期間後（45年10月）に転居した居住地の市役所の被保険者名簿兼検認票に、45年10月から46年1月まで検認印が押されていたことから、当該期間については平成20年11月に納付済みに記録が訂正されており、申立期間についても行政の記録管理が適正に行われていなかった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 12 月から 47 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 12 月から 47 年 6 月まで
兄が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料についても兄が町内会の集金を通じて毎月納付していたはずである。また、母親と同居することになってからは、母親が私の保険料を納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、「兄が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料についても兄あるいは母親が町内会の集金を通じて毎月納付してくれていたはずである。」と述べているが、申立人自身はそれらに参与しておらず、申立人の兄及びその母親は既に亡くなっていることから、当時の状況は不明である。さらに、申立人の兄の国民年金被保険者台帳によると、申立期間については、保険料を前納している年度がみられるほか、申立人の母親の保険料も、母親の国民年金手帳記号番号の払出時期（昭和 48 年 3 月）から申立期間については、特例納付及び過年度納付したものと推認され、町内会の集金を通じて定期的に保険料を納付していた状況はうかがえない。

加えて、申立人の社会保険事務所の国民年金被保険者台帳及び市役所の国民年金被保険者名簿のいずれにも、申立人が転居した昭和 48 年に「不在復活」との記載があり、行政機関では、それまで申立人の居住地を把握できなかったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から43年3月までの期間及び48年7月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和40年10月から43年3月まで
②昭和48年7月から55年3月まで

私は、20歳のころは自営業を営む兄と同居して店を手伝っていた。兄が加入手続を行い、結婚した昭和45年10月まで、兄が私の国民年金保険料と一緒に納付してくれていた。兄のもとを離れて結婚した後は、自宅の店舗に集金に来ていた集金人に妻が私の保険料と一緒に納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立期間①については、申立人は、「兄が加入手続を行い、結婚した昭和45年10月まで、兄が私の国民年金保険料と一緒に納付してくれていた。」と述べているが、申立人自身はそれらに関与しておらず、申立人の兄は既に亡くなっていることから、当時の状況は不明である上、社会保険事務所及び市役所の納付記録によると、申立人の保険料と一緒に納付していたとする申立人の兄の保険料も、申立期間については未納となっており、ほかに申立人の兄が申立人の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間②については、申立人は、昭和44年ごろはA市で会社に勤めており、その後45年1月からB町に居住して自営業を始めたとしているが、申立人にこの時期に転居に伴う国民年金に係る住所変更を行った記憶は無く、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人は48年9月に申立人の兄と同居していたC市からA市へ転出したことが記録されており、転出先のA市役所の申立人の国民年金被

保険者台帳には、49年6月に「転居先不明」及び49年12月に「住所不明」と記録されていることから、行政機関では、A市からB町へ転居した申立人の居住地を把握できなかったものと考えられ、申立期間②当時は、申立人へ納付書は送付されず保険料は納付できなかったものと推認される。

加えて、申立期間②に係る申立人の妻の納付記録は、未納及び申請免除となっており、申立人の妻が申立人の保険料と一緒に納付していた状況はうかがえない。

その上、申立期間①及び②当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、ほかに申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から同年10月まで
届いたねんきん特別便を見たところ、申立期間が未加入となっていた。
私の国民年金は、母親が加入手続を行い、母親が母親と私の二人分の国民年金保険料を町内の集金担当者に支払っていたと記憶しており、申立期間が未加入で未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、「母親が加入手続を行い、母親が母親と私の二人分の国民年金保険料を町内の集金担当者に支払っていた。」と述べているが、申立人自身はそれらに関与しておらず、申立人の母親は既に死亡しているため、当時の状況は不明である。

さらに、申立人は、申立人の同級生が昭和41年4月ごろに、資格取得日を20歳にさかのぼって国民年金に加入していることを知り、申立人も同時期に加入手続が行われているはずとしているが、その時期は、申立人は厚生年金保険に加入していたことから、市役所において申立人に対する国民年金の加入勧奨は行われなかったものと考えられる。

加えて、申立人は、その母親から申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたことを聞いた記憶は無い上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、ほかに申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 9 月 21 日から 10 年 6 月 21 日まで
私は、平成 8 年 9 月 21 日から 11 年 3 月 3 日まで A 社に勤務していた。
申立期間についても同社に継続勤務しており、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録等から、申立人が申立期間においても A 社に勤務していたことが確認できる。

しかし、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間である平成 9 年 9 月 21 日から 10 年 6 月 21 日までの期間、健康保険の任意継続被保険者であることが確認できる。

さらに、A 社の取引関係者が保有する同社に係る総勘定元帳の法定福利費の記録から、申立人に係る申立期間の法定福利費については雇用保険料相当額のみが申立人の給与から控除されており、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、総勘定元帳に記載されている申立人に係る申立期間の銀行への給与振込額は、申立人が保有する銀行口座取引履歴に記載されている給与振込額と一致する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 20 日から 38 年 6 月 1 日まで
私は、昭和 36 年 4 月から 38 年 5 月まで A 社に正規の勤務時間及び勤務日数で勤務した。申立期間について厚生年金保険加入の記録が無いが、同社の社員であったので被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の同僚等が「申立人は勤務していたが、勤務期間は覚えていない。」と供述していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認することができるが、勤務期間については、特定することはできない。

また、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間当時において申立人の氏名の記載が無く、不自然な点も無いことから、事業主から申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された形跡が認められない。

さらに、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことについて確認できる資料を保有しておらず、保険料控除の事実をうかがわせる同僚等の供述も得られない上、A 社は、昭和 39 年に全喪しており、当時の人事記録及び社会保険等関係資料は確認できず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 11 月 23 日から 41 年 2 月 21 日まで
私は、A社を退社した後、B事業所に就職するまでの間、C社に勤務した。製品の製造、取付け業務に従事し、七尾や山中温泉などへ出張もしていたが加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時のC社における勤務等の状況について具体的に供述しているとともに、当時の同社の営業担当者も、申立人の出張先などに係る供述内容について「私は営業担当だったので申立人のことは憶えていないが、おそらく同じ会社に勤務していたのでしょう。」と供述していることから、勤務期間は明らかでないが、申立人が同社に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、C社には、厚生年金保険料の控除等に関する事実について確認できる会社資料は残っていない上、現在の代表取締役は、「当時の役員等も既に亡くなっており、当時の状況を知っている者は誰もいないので分からない。」と供述しており、当時の同僚からも、厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる供述は得られない。

また、社会保険事務所が保管するC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間当時の健康保険被保険者証番号は、順番に払い出されており欠番は無く、申立人の氏名の記載も無いことから、事業主により申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された形跡は無い。

さらに、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、厚生年金保険料の控除についての記憶もあいまいである。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月 6 日から 35 年 10 月 4 日まで
私は、昭和 34 年 7 月 1 日に A 事業所に入社し、36 年 9 月 20 日に退社した。勤務していた期間の内、昭和 34 年 9 月 6 日から 35 年 10 月 4 日までの期間が漏れている。継続して勤務していたことは確かであり、当該期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚等は、申立人が A 事業所に勤務していたことを記憶しているものの、申立人の勤務期間を特定できる供述が得られない。

また、A 事業所及び B 事業所を管理していた C 社は、昭和 46 年に事実上倒産しており、その後の営業権を引き継いだ D 社にも、当時の賃金台帳や厚生年金保険関係の会社資料は残っていない上、当時の事業所の支配人も既に亡くなっており、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管する A 事業所及び B 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間当時の記録には、健康保険被保険者証番号の欠番は無い。

加えて、申立人は、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料を保有していない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月 1 日から 62 年 9 月 1 日まで
私は、申立期間にA社に勤務していた。給料から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の複数の同僚が申立人がA社に勤務していた旨を供述していることから、勤務期間は明らかでないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できるものの、当時の事業主及び総務担当役員は、申立人を記憶しておらず、別の複数の同僚からは、「申立人は、昭和 60 年 10 月以降には勤務していなかった。」との供述もあることから、申立人の同社における勤務期間は、申立期間よりも短期間であったことがうかがわれる。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間において国民年金保険に加入していることが確認できるとともに、B市の資料によると、申立期間とほぼ同期間（昭和 59 年 10 月 12 日～62 年 9 月 16 日）において国民健康保険に加入していることが確認できる。

さらに、社会保険庁の記録によると、A社の申立期間における健康保険被保険者番号は、順番に払い出されており欠番はなく、申立人の氏名の記載も無いことから、事業主により申立人の被保険者資格取得届が行われた形跡は見当たらない。

加えて、A社には、当時の人事記録、賃金台帳等の関係資料は残っていない上、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、厚生年金保険料の控除についての記憶もあいまいである。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。